

**鳥取県告示第116号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
加藤外科内科医院	加藤外科内科医院	岩美郡岩美町大字河崎266-3	平成23年2月28日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導